又同日内閣から衆議院議員赤嶺政賢提出強制連行を示す証拠はなかったとする二〇七年答弁書に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十五年十二月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員小池政就提出東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十五年十二月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員小池政就提出法曹養成制度改革に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十五年十二月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員小池政就提出地方公共団体における売電契約に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十五年十二月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員小池政就提出電力システム改革に伴う競争環境の整備に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十五年十二月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員妻昭提出東日本大震災及び原発事故の被災者支援に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十五年十二月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員妻昭提出日本社会事業大学の運営に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十五年十二月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員小池政就提出製薬企業からの資金提供に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十五年十二月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

人事異動

宮内庁

東宮侍従長　加地　正人

東宮大夫小町恭士帰国につき東宮大夫事務代理を免ずる（十二月十一日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、十二月十二日午前十時四分御出門、「五線譜に描いた夢―日本近代音楽の百五十年」を御覧のため、東京オペラシティアートギャラリー（新宿区）へ行啓、同十一時十五分還啓になった。

御弔電

天皇陛下は、南アフリカ共和国元大統領ネルソン・ロリシュラシュラ・マンデラ逝去につき、十二月十二日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

御礼電

天皇陛下は、インド国御滞在中受けられた歓待に対し、十二月十二日同国大統領閣下へ御礼電を発せられた。

官庁報告

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年十二月十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　件名　東京瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年一月二十九日　午前十時から

三　場所　昭島市勤労商工市民センター　第一洋室（東京都昭島市昭和町三丁目十番二号）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（供給区域の減少）

2　詳細は、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課（東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）並びに東京瓦斯株式会社総務部文書グループ（東京都港区海岸一丁目五番二十号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別紙様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「東京瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年一月十四日までに経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課（郵便番号一〇〇―八九三一　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、経済産業大臣が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「東京瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年一月十四日までに経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課（郵便番号一〇〇―八九三一　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

経済産業大臣　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住所

（電話番号）

職業

東京瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年十二月十六日

北海道経済産業局長　増山　壽一

一　件名　北海道瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年二月十三日　午後一時三十分から

三　場所　北海道経済産業局　第一会議室（札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）